

【別紙 1】

令和 2 年 4 月 1 3 日

市内自立訓練（生活訓練）事業所 管理者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う自立訓練（生活訓練）事業の取扱いについて

標記の件について、令和 2 年 2 月 20 日、令和 2 年 3 月 10 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示されているところですが、これを受けて、自立訓練（生活訓練）事業の取扱いについて、臨時で在宅でのサービス提供を実施する際の留意事項について下記のとおりとしたのでお知らせします。

記

1 臨時の在宅利用の取扱いについて

(1) 現在、通所している利用者が、以下の状況において在宅でのサービス提供を希望したときに、事業者がサービスの提供が可能な場合は、臨時で在宅利用を認める。

ア 利用者が、他者へ新型コロナウイルスを感染させることを避ける目的で通所を取りやめる場合

イ 利用者が、通所途中又は事業所内での新型コロナウイルス感染を避ける目的で通所を取りやめる場合

その他の場合については、事前に障害福祉サービス課施設支援班に相談すること。

2 届出等について

(1) 事業所名、サービス種別、利用者氏名・受給者証番号、利用者の状況、在宅で提供するサービスの内容、在宅利用開始日について、障害福祉サービス課施設支援班宛てに、メール又は FAX で事前（当日可）に届出（様式任意）を行うこと。

(2) 在宅でのサービス内容、提供方法等について、該当利用者に事前に説明し、同意を得ること。重要事項説明等に準じて文書で残すことが望ましいが、電話等の対面以外の方法により説明・同意が行われた場合は、経緯を記録、保管すること。

なお、同意が得られない利用者について在宅利用は認められないので、通常の欠席として取り扱い、在宅利用を強制することのないよう注意すること。

3 サービスの提供等について

- (1) サービスの内容は、通常の欠席時対応加算の算定要件となる状況把握や相談援助のみでは認められないので注意すること。
- (2) サービスの提供方法等については、別添「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」の在宅利用の扱いに準じること。ただし、週1回の事業所職員の訪問又は通所による評価、月1回の利用者の通所による評価は対面ではなく、電話(メールの場合はやりとりを行うこと。)でも可能とする。
- (3) サービス提供に係る利用者の確認については、通常の利用と同様に必要となるので、実績記録票を郵送する等の対応により利用者の確認を受けた書類の保管をすること。(事業所による代筆は不可。)

4 請求について

- (1) 通常の請求と同様に、同日に利用者が複数の事業所を利用する重複請求については認められないので注意すること。
- (2) 本措置による在宅利用に係る報酬は、通常の通所利用の単位数となる。
- (3) 本措置による在宅利用日については、食事提供体制加算、欠席時対応加算、送迎加算の算定は出来ないので注意すること。その他の加算については事前に障害福祉サービス課施設支援班に確認すること。

5 本市以外の利用者について

- (1) 各支給決定市町村に指示を仰ぐこと。

6 その他

- (1) 宿泊型自立訓練は本措置の適用とはならない。
- (2) 本措置は新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時措置であり、各区高齢障害支援課での相談、支給決定の変更は不要である。
- (3) 本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとする。
- (4) 届出等の所定の手続きがなされない場合に報酬の請求が認められない場合があるので注意すること。
- (5) 休業要請に基づき休業する事業所については取扱いが異なる可能性があるため、個別に問い合わせること。

千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026 千葉県中央区千葉港2番1号 千葉県中央コミュニティセンター1階

電話 043-245-5174 FAX 043-245-5630

E-mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp